

独立行政法人国民生活センター第3期中期目標・第3期中期計画（案）・第2期中期計画 比較表

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|--|---|
| 独立行政法人国民生活センター中期目標 平成25年2月28日 | 独立行政法人国民生活センター中期計画 平成25年3月 日 | 独立行政法人国民生活センター中期計画 |
| 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、総合的見地から、国民生活に関する情報提供及び調査研究を行うとともに、重要消費者紛争について法による解決のための手続を実施することを目的としており、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第25条において、消費生活に関する情報の収集・提供や苦情処理のあつせん及び相談等の中核的機関としての役割が明確に位置付けられている。 消費者庁の創設とともに施行された消費者安全法（平成21年法律第50号）においては、センターについて、都道府県及び市町村に対し必要な援助を行うことや、消費者庁が行う消費者事故等の情報の集約・分析・公表に関して緊密な連携・協力を行う等の内容が規定されている。 | 独立行政法人国民生活センター (序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、平成25年2月28日付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人国民生活センター中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国民生活センター中期計画を定める。 | 独立行政法人国民生活センター (序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、平成21年9月1日付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人国民生活センター中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国民生活センター中期計画を定める。 |
| 消費者を取り巻く環境をみると、情報通信技術の発展、国際化等による消費生活の多様化・高度化が進むとともに消費者問題は多様化・複雑化しており、消費者と事業者との情報の質・量及び交渉力に関する格差を縮小し、消費者被害の防止を | | |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|---|
| <p>図るため、センターは、消費者庁との緊密な連携の下、国民生活に関する様々な情報の収集・提供等を行うことが必要とされている。</p> <p>また、平成23年3月に発生した東日本大震災以降、これまで以上に国民の安全・安心に対する関心が高まっている。さらに、平成24年10月には、生命又は身体の被害に係る消費者事故等の原因を究明し、その再発又は拡大の防止を図るため、消費者庁に消費者安全調査委員会が設置された。これらを受けて、センターは、消費者庁との連携を強化し、商品テスト等を通じて、生命又は身体分野の消費者安全の確保に寄与することが期待される。</p> <p>他方、センターを含めた独立行政法人は、厳しい財政状況の中、事業の一層の効率化を図ることで、限られた予算の中で質の高い行政サービスを提供することが求められている。</p> <p>したがって、センターが、平成25年4月からの中期目標期間中に、引き続き、国、地方公共団体及び関係機関等と緊密に連携しつつ、消費者問題に関する中核的実施機関として、その機能の維持・強化が求められていることを踏まえ、効率的かつ効果的に質の高い行政サービスを提供していくため、この目標を設定する。</p> | <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、<u>消費者問題に関する</u>中核的実施機関として積極的な役割を果たす。</p> | <p>(基本方針)</p> <p>独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、消費生活情報の収集・提供等における中核的な機関として積極的な役割を果たす。</p> |
| <p>1. 中期目標の期間</p> <p>センターの中期目標の期間は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年とする。</p> <p>2. 業務の効率化に関する事項</p> | <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> | <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|--|---|
| <p>(1) 一般管理費（人件費を除く。）について、毎年度、前年度比3%以上の削減を図る。業務経費については、毎年度、前年度比1%の経費の効率化を図る。</p> <p>なお、激変緩和措置を設けた上で平成24年度に廃止した借上宿舎制度については、平成25年9月末までに激変緩和措置を終了し、必要に応じて住宅手当を支給する制度に全面的に移行する。</p> <p>(2) 総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直すこととし、更なる業務の効率化や、相談業務等への重点配置などの人員配置の適正化を図りつつ、非常勤職員を真に必要な業務に限定するなど、必要な取組を実施する。</p> <p>また、全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「P I O-N E T」という。）の刷新に伴う効率化による総人件費の更なる削減について検討を行い、平成27年度の年度計画に具体的な削減に係る措置を記載する。</p> <p>(3) 給与水準について、国民の理解と納得が得られるよう、地域・学歴勘案のラスパイレス</p> | <p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く。）については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。 <u>激変緩和措置を設けた上で平成24年度に廃止した借上宿舎制度については、平成25年9月末までに激変緩和措置を終了し、住居手当を支給する制度に全面的に移行する。</u> <p>(2) 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、<u>政府における総人件費削減の取組を踏まえ見直すために、更なる業務の効率化や、職員の重点配置を行う業務の検討等により、人員配置の適正化を図る。また、同様の主旨で、非常勤職員等についても、真に必要な業務の精査を行う。</u> <u>全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下「P I O-N E T」という。）の刷新を行う中で、関連する業務の必要性・効率性の検討を行い、P I O-N E T関連業務に係る総人件費の更なる削減について平成27年度の年度計画において具体的削減に係る措置を講ずる。</u> <p>(3) <u>給与水準</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 給与水準について、<u>国家公務員の給与水準</u> | <p>(1) 一般管理費及び業務経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般管理費（人件費を除く）については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。 <p>(2) 人件費</p> <ul style="list-style-type: none"> 総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度の役職員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに平成18年度以降の人事院勧告を踏まえた給与改定分については、削減対象額から除く。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。 <p>(3) 給与水準については、職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮した国家公務員との</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|--|
| <p>指数を100.0とするほか、組織の活性化等が図られるよう、年功による昇給が強調されている現行の給与体系を、国家公務員の給与体系や標準的な民間企業の給与体系も勘案しつつ、昇格・昇給体系も含めて見直しを行う。なお、給与水準の適正化に当たっては、その取組状況や検証結果について公表する。</p> <p>また、国家公務員の給与見直しが行われた際は、その動向を見つつ、必要な措置を講じる。</p> <p>(4) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化等を推進するものとする。</p> <p>また、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① センターが策定する「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。 ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。 ③ 契約に係る情報の公開を引き続き推進すること。 <p>(5) 保有資産の有効活用</p> | <p><u>を十分考慮して国民の理解と納得が得られる適正な水準とするため、地域・学歴勘案のラスパイレス指数を100.0とする。</u></p> <p><u>そのほか、組織の活性化等が図られるよう、年功による昇給が強調されている現行の給与体系を、国家公務員の給与体系や標準的な民間企業の給与体系も勘案しつつ、昇格・昇給体系も含めて見直しを行う。なお、給与水準の適正化に当たっては、その取組状況や検証結果について公表する。</u></p> <p><u>また、国家公務員の給与見直しが行われた際は、その動向を見つつ、必要な措置を講じる。</u></p> <p>(4) 随意契約等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施・<u>公表</u>するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。<u>また、契約に係る情報の公開を引き続き推進する。さらに、</u>監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。 <p>(5) 保有資産の有効活用</p> | <p>給与水準差及び事務所の所在地における地域手当並びに国からの財政支出の大きさ等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表する。</p> <p>(4) 随意契約の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。 <p>(5) 保有資産の有効活用</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|---|---|
| <p>① 相模原事務所について、研修施設の活用方法等を含め、同事務所の在り方について検討する。</p> <p>② 東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。</p> <p>③ 相模原事務所の在り方の検討及び東京事務所の国庫納付に当たっては、消費者行政の枠組みにおける他機関の実施するテスト等を含めた商品テストの今後の在り方にに関する検討も踏まえつつ、最も効率的・効果的に業務運営を行うことができる体制となるよう検討を行う。</p> <p>(6) 自己収入の拡大・経費の節減 出版物の販売、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。また、研修事業について、地方公共団体との共催を図るなど経費を節減する。</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> | <p>① 相模原事務所について、<u>研修施設の活用方法等を含め、同事務所の在り方について検討する。</u></p> <p>② 東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。</p> <p>③ <u>相模原事務所の在り方の検討及び東京事務所の国庫納付に当たっては、消費者行政の枠組みにおける他機関の実施するテスト等を含めた商品テストの今後の在り方にに関する検討も踏まえつつ、最も効率的・効果的に業務運営を行うことができる体制となるよう検討を行う。</u></p> <p>(6) <u>自己収入の拡大・経費の節減</u> ・ <u>出版物の販売、研修受講料等について、受益者負担が適正かどうか検証し、必要に応じて見直す。また、研修事業について、地方公共団体との共催を図るなど効率化が見込まれる方法を検討し、経費を節減する。</u></p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために</p> | <p>① 相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について平成21年度より民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。</p> <p>② 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|---|---|
| <p>国、地方公共団体及び関係団体との適切な役割分担と緊密な連携を図りつつ、消費者問題に関する中核的実施機関として、複雑多様化する国民のニーズに応じて一層適時適切に業務を実施することに重点を置きつつ、以下に掲げる課題に取り組むものとする。</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析</p> <p>① P I O—N E Tの刷新</p> <p>P I O—N E Tについて、「P I O—N E T刷新に関する検討会」中間報告を踏まえ、相談現場において「記録する道具」から「消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具」へ転換するため、平成27年3月末までに業務改善及びシステム改修を行う。</p> <p>なお、刷新に当たり、消費者庁とともに、地方公共団体等の理解と協力を得て、入力項目の削減を実施し、仮登録の仕組みを導入することに加え、相談受付後の速やかな登録を再度徹底することなどにより、刷新後における相談受付からP I O—N E Tに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮することを目指す（センターが自ら受け付けた相談については、平均5日以内に短縮する。）。</p> <p>また、キーワードの大規模な整理を行った上で、逆引き辞書を作成するとともに、マニュアルの全面的な見直しを行う。</p> | <p>とるべき措置</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析・提供</p> <p>① P I O—N E Tの刷新</p> <ul style="list-style-type: none"> • <u>P I O—N E Tについて、消費者庁「P I O—N E T刷新に関する検討会」中間報告を踏まえ、相談現場において「記録する道具」から「消費生活相談を受けながら相談処理に役立つ道具」へ転換するため、平成27年3月末までに業務改善及びシステム改修を行う。</u> • <u>刷新に当たり、消費者庁とともに、地方公共団体等の理解と協力を得て、入力項目の削減を実施し、仮登録の仕組みを導入することに加え、相談受付後の速やかな登録を再度徹底することなどにより、刷新後における相談受付からP I O—N E Tに登録されるまでの平均日数を10日以内に短縮することを目指す。</u> • <u>P I O—N E T刷新後、センターが自ら受け付けた相談については、登録までの平均日数を5日以内に短縮する。</u> • <u>キーワードの抜本的な整理を行った</u> | <p>とるべき措置</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析・提供</p> <p>① P I O—N E Tの刷新等</p> <ul style="list-style-type: none"> • 苦情相談の受付からP I O—N E T登録までの期間を抜本的に短縮するために、苦情相談情報の収集に関する業務体系を再検討し、消費生活センターの協力を得て、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にP I O—N E Tへ登録する業務体系への転換を図る。 • 上記業務体系の転換を図りつつ、平成19年度策定のP I O—N E T最適化計画を基にP I O—N E Tシステムを刷新し、消費生活センターの協力を得て、平成22年度から運用を開始する。 • P I O—N E Tの「分類・キーワード」を平成20年度中に改定し、平成21年度からの運用に供するとともに、今後、キーワードに依存しない検索手法の採用も含めて検討する。 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|---|--|
| <p>② 「早期警戒指標」の活用 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口・悪質事例等を早期に明らかにする「早期警戒指標」を活用し、消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、消費生活センター等の関係機関等への迅速な情報提供を行う。</p> <p>③ 事故情報データバンクの活用 事故情報データバンクを活用し、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、インターネットを活用する等、広範囲の消費者情報を収集する。また、情報分析能力を強化し、これら情報の有効活用を図る。</p> | <p><u>上で、逆引き辞書を作成するとともに、マニュアルの全面的な見直しを行う。</u></p> <p>② 「早期警戒指標」の<u>活用</u> ・ 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を<u>活用</u>し、指標に基づく情報を消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、<u>消費生活センター</u>等へ定期的に提供する。</p> <p>③ 事故情報データバンクの<u>活用</u> ・ 事故情報データバンクを<u>活用</u>し、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、<u>情報分析能力を強化し、情報の有効活用を図る。</u> <u>なお、インターネットの活用等による広範囲の消費者情報の収集については、消費者庁の方針を踏まえ、その実現を図る。</u></p> <p><u>(2) ③へ</u></p> | <p>② 「早期警戒指標」の整備 ・ 消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を平成20年度に開発し、指標に基づく情報を消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。</p> <p>③ 「事故情報データバンク」の整備 ・ 「事故情報データバンク」を平成21年度までに構築し、関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、インターネットを活用して、事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する。</p> <p>・ 「事故情報データバンク」に入力された情報は、事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への情報提供に活用する。</p> <p>④ 「消費者トラブルメール箱」の運用 ・ インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集するとともに、寄せられる情報のうち、多数案</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|--|--|
| <p>④ 調査研究</p> <p>国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O—N E T 情報等を活用しつつ調査研究を行うとともに、海外の消費者行政の動向について情報収集を行い、広く国民に情報提供する。</p> <p>(2) 国民への情報提供</p> <p>① 報道機関等を通じた情報提供</p> <p>P I O—N E T 等に蓄積されている情報やセンターで処理された苦情相談を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等に関する情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を開催する。</p> <p>② ホームページ、出版物等による情報提供</p> <p>ホームページ、出版物等を通じて国民生活に関する諸問題に関する情報を適時適切に提供する。特に消費者トラブルメール箱については、寄せられた情報を積極的に</p> | <p>④調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 国・地方の消費者政策の企画立案や消費者行政の国際的展開に資するため、消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O—N E T 情報等の活用や、海外の消費者行政等の動向についての情報収集を通じて、調査研究を行い、広く国民に情報提供する。 <p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O—N E T 等で収集される情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 <p>②ホームページ、出版物等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット技術の動向、情報環境の融合の度合い等を踏まえつつ、ホームページ利用者の利便性の向上を図 | <p>件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホームページ上で提供する。</p> <p>⑤調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O—N E T 情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。 <p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O—N E T 等で収集される情報を迅速に分析して取りまとめ、記者説明会を開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 <p>②ホームページ、出版物等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット技術の動向、情報環境の融合の度合い等を踏まえつつ、ホームページ利用者の利便性の向上を図 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|---|---|
| <p>に活用し、分析した上で、必要な情報を迅速かつより分かりやすく提供する。</p> <p>また、消費者問題に関する専門情報誌である「国民生活」をホームページに掲載するなど、広く国民に周知する。</p> | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 ・ <u>消費者問題に関する専門情報誌である「国民生活」を定期的にホームページに掲載する。</u> ・ 「国民生活」について、内容の充実と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の<u>平均</u>満足度の評価を得る。 <p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。 <p>ウ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。 ・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して配布し、情報提供する。 | <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 <p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行する。 <p>・ 「月刊国民生活」について、内容の充実と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。</p> <p>・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。</p> <p>ウ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。 ・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して配布し、情報提供する。 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|--|
| <p>③ 消費者庁の行う注意喚起への協力 消費者庁が行う注意喚起について、可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。</p> <p>(3) 苦情相談 ① 苦情相談 専門分野に特化した相談員・職員の配置や、弁護士・専門技術者等専門家の活用により消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図るとともに、消費生活センター等において対応困難な分野に関する相談対応を積極的に行い、その対応から得られる知見を消費生活センター等へ周知する。また、平日バックアップ相談及び土日祝日相談等を実施し、あっせんを積極的に行う。</p> | <p><u>③「消費者トラブルメール箱」の運用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集し、寄せられる情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものを中心<u>に迅速に分析した上で</u>、解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホームページ上で提供する。 <p><u>④消費者庁の行う注意喚起への協力</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁が行う注意喚起について、これまでの情報提供の方法などを含めて可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。 <p>(3) 苦情相談の充実・強化 ①苦情相談 ア. 経由相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>専門分野に特化した相談員・職員で構成されるチーム制を敷くとともに、弁護士・専門技術者等専門家の活用により消費生活センター等からの経由相談の解決能力の向上を図る。</u> <u>消費生活センター等において対応困難な分野に関する苦情相談や全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</u> | <p>③消費者庁の行う注意喚起への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁が行う注意喚起について、これまでの情報提供の方法などを含めて可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。 <p>(3) 苦情相談の充実・強化 ①苦情相談 ア. 経由相談</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門的な相談の充実・強化を図るために、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。 全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同して、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|--|
| ② 個人情報に関する苦情相談 個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）に基づき、円滑かつ的確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮し、また、個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、対応事例集等を作成すること等により、各種相談機関における個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。 | イ. 「消費者ホットライン」を活用した地方支援 ・ 消費生活センター等の支援として、平日バックアップ相談を実施し、あっせんを積極的に行う。 ・ 土日祝日に相談窓口を開所している消費生活センター等の支援として、土日祝日相談を実施し、必要に応じて、平日に継続処理を行い、あっせんを積極的に行う。 ②個人情報に関する苦情相談 ・ 個人情報に関する苦情相談について、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）に基づき、円滑かつ的確な処理に資するため、苦情相談機能を発揮し、また、センター及び各種相談機関に蓄積された個人情報に関する苦情相談の事例を集約・分析し、現在の事例集等の改訂・追補等を行うことにより、情報の共有を図る。 | イ. 直接相談 ・ 消費者被害の実態を迅速に把握するセンター機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。 ②個人情報の取扱いに関する苦情相談 ・ 個人情報の取扱いについて、引き続き消費者から相談を受けるとともに、消費生活センターからの経由相談にも積極的に対応する。 |
| (4) 裁判外紛争解決手続の実施 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、裁判外紛争解決手続を実施し、申請から4か月以内に手続を終了するよう努める。 | (4) 裁判外紛争解決手続の実施 ・ 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のため、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施し、申請から4か月以内に手続を終了するよう努める。 | (4) 裁判外紛争解決手続の実施 ・ 消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法の改正を踏まえ、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する。 |
| (5) 関係機関への情報提供 | (5) 関係機関との連携 | (5) 関係機関との連携 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|--|
| <p>① 消費者庁等への情報提供</p> <p>消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、財産事案や生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O－N E T等に蓄積されている情報等の分析結果や、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等について、消費者庁との情報共有をより緊密に行う。また、公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。</p> <p>さらに、関係行政機関への情報提供を積極的に行う。</p> <p>② 消費生活センター等への情報提供</p> <p>P I O－N E T等の運営、苦情相談に係る緊急情報の提供、商品テストに係る技術協力、相談員の研修などを通じ、消費生活センター等に対し情報提供を行う。</p> | <p>①消費者庁等</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、<u>財産事案や生命身体事案に係る情報共有のための会議の場等を通じ、P I O－N E T等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等をとりまとめた結果について、消費者庁と緊密な情報共有を図る。</u> <u>公共料金の値上げが消費生活に及ぼす影響の大きさに鑑み、公共料金に関して受け付けた意見・相談内容等を取りまとめ、消費者庁へ報告する。</u> 関係行政機関への情報提供を<u>積極的</u>に行う。 <p>②消費生活センター等</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>P I O－N E Tの安定的運用に資するため、「P I O－N E Tつうしん」（相談カードの記載方法やキーワード付与ルール等の周知を目的とした情報誌）など、P I O－N E T運営に関する情報を、隨時「消費者行政フォーラム」（P I O－N E T業務のサポート用電子掲示板）に掲載する。</u> <u>相談対応等から得られた情報・知見を迅速に提供するため、「消費生活相談</u> | <p>①消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、P I O－N E T等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等をとりまとめた結果について、情報共有のための会議の場などを通じ、消費者庁と緊密な情報共有を図る。 <p>②消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行う。 <p>③現在月1回提供している「消費生活相談緊急情報」を平成21年度中に月2</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|---|
| | <p>緊急情報」を「消費者行政フォーラム」に<u>月2回以上</u>掲載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談対応等から得られた情報・知見を迅速に提供するため、「製品関連事故情報」を「消費者行政フォーラム」に<u>毎月</u>掲載する。 | 回発行するとともに、緊急情報を速やかに提供するために、「消費者行政フォーラム」に掲載する。 |
| <p>③ 行政機関等との情報交流 法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為の取締り等を行う行政機関等との間で緊密な情報交換を行う。</p> <p>④ 関係機関等との情報交換等を行い、連携を図る。</p> <p>⑤ 適格消費者団体におけるP I O－N E Tの利用について、関係者との調整を踏まえ、具体化を進めるほか、消費者団体への情報提供を積極的に行う。</p> | <p>③国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資するため、消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行う。</u> <p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する独立行政法人との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 <p>⑤消費者団体</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>適格消費者団体におけるP I O－N E Tの利用について、関係者との調整を踏まえ、具体化を進めるほか、消費者団体への情報提供を積極的に行う。</u> <p>⑥法令照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者 | <p>③国の行政機関</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。 <p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> 関連する独立行政法人との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 <p>⑤法令照会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 裁判所、警察、弁護士会、適格消費者 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|--|---|
| <p>(6) 関係行政機関等に対する改善要望 消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。</p> <p>(7) 研修 ① 研修 消費生活センター等の相談処理能力等を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置くとともに、地方公共団体のニーズに積極的に応じ、その充実を図る。 また、研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進する。</p> | <p>団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。</p> <p><u>8. (9) に移動</u></p> <p>(6) 関係行政機関等に対する改善要望 ・ <u>消費生活相談情報の収集・分析結果等を基に、関係行政機関等に対して制度等に関する改善要望を積極的に行う。</u></p> <p>(7) 研修の充実 ①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化 ・ <u>消費生活センター等の相談処理能力等を高めるため、消費生活相談員と地方公共団体の職員への研修に重点を置くとともに、地方公共団体のニーズに積極的に応じ、その充実を図る。</u> ・ <u>研修の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮して、地方都市においても実施するとともに、インターネット等を活用した遠隔研修を推進する。</u> ・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団</p> | <p>団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。</p> <p>⑥情報公開 ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。</p> <p>(6) 研修の充実 ①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化 ・ 消費生活センターの相談処理能力等を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。</p> <p>・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|---|---|
| さらに、消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行う。 | 体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。 ②国家公務員向け研修の実施 <ul style="list-style-type: none">・ <u>消費者行政に関する国家公務員向けの研修の実施について検討を行う。</u> | 体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。 |
| ② 消費生活専門相談員資格認定制度 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るために、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。 消費生活専門相談員資格認定試験の実施に当たっては、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、地方都市においても実施する。 | ③消費生活専門相談員資格認定制度 <ul style="list-style-type: none">・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るために、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。 | ②消費生活専門相談員資格認定制度 <ul style="list-style-type: none">・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るために、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。 |
| ③ 市場化テストの実施 企業・消費者向けの教育・研修事業について官民競争入札を実施する。 | ④市場化テストの実施 <ul style="list-style-type: none">・ <u>企業・消費者向けの教育・研修事業について官民競争入札を実施する。</u> | ③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入 <ul style="list-style-type: none">・ 消費者団体や企業の消費者対応部門の職員を対象とする研修の実施・運営については、平成21年度に官民競争入札を導入する。 |
| (8) 商品テスト ① 商品テストの実施 | (8) 商品テストの強化 ①生活実態に即した商品テストの実施 | (7) 商品テストの強化 ①生活実態に即した商品テストの実施 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|---|--|
| <p>消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、注意喚起のための商品テストを積極的に実施するとともに、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応する。また、「消費者安全法の一部を改正する法律」（平成24年法律第77号）の施行を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のために、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行う。さらに、関係機関との連携強化、外部化を進め、企画立案業務を強化する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、消費者の生活実態に即して必要な商品テストを行う。具体的には、注意喚起のための商品テストを積極的に実施し情報提供するとともに、地方公共団体から依頼のあった相談解決のための商品テストについては、原則として全てに対応する。</u> ・ <u>「消費者安全法の一部を改正する法律」（平成24年法律第77号）の施行を踏まえ、消費者事故等の原因究明や情報提供のため、消費者庁（消費者安全調査委員会を含む。）からの求めに応じ必要な協力を行う。</u> ・ 商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。 <p>②商品テストの効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供することにより、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 ・ 消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行う。 ・ 商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。 <p>②商品テストの効率的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。 |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|--|--|
| <p>② 商品テストの実施機関情報の収集・提供 中核的機関として、商品テストの実施機関、実施状況等の情報を全国的に収集し、新たにデータベースを構築するなどにより、地方公共団体等に提供する役割を積極的に果たす。</p> <p>(9) 震災からの復興に向けた取組 東日本大震災からの復興を支援するため、以下の取組を実施する。</p> <p>① 食品と放射性物質に関する情報など、震災に関連する消費生活情報を収集し、ホームページ等を通じ、情報提供を積極的に行う。</p> <p>② 消費生活相談員や行政職員等に対する研修において、食品と放射能等に関連する講義を積極的に行う。</p> | <p>③商品テスト実施機関<u>等</u>の情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報<u>及び</u>消費生活センター等の商品テスト<u>実施状況等の情報を</u>収集し、<u>ホームページ等を通じて</u>提供する。 ・ <u>地方公共団体等に対しては、新たにデータベースを構築するなど情報提供に係る手段を検討・実施することにより、中核的機関としての役割を積極的に果たす。</u> <p><u>(12) ^</u></p> <p><u>(9) 震災からの復興に向けた取組</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東日本大震災からの復興を支援するため、以下の取組を実施する。</u> <p>① <u>食品と放射性物質に関する情報など、震災に関連する消費生活情報を収集し、ホームページ等を通じ、情報提供を積極的に行う。</u></p> <p>② <u>消費生活相談員や行政職員等に対する研修において、食品と放射能等に関連する講義を積極的に行う。</u></p> | <p>③商品テスト実施機関の情報収集・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、毎年度、ホームページを通じて情報提供する。 ・ 消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。 <p>(8) 中核機関としての役割強化 消費者庁が中心となって、センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行った結果を踏まえ、適切に対応する。</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|--|---------|
| <p>③ 放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。</p> <p>④ その他、消費者庁と連携の上、必要な施策を適切に実施する。</p> <p>(10) 消費者教育の推進 「消費者教育の推進に関する法律」（平成24年法律第61号）の施行を踏まえ、消費者教育に関する以下の取組を実施する。</p> <p>① 高齢者、障害者等への支援を行う者に対する研修の実施、情報の提供等（第13条第1項関係）</p> <p>② 消費生活相談実例等の消費者教育への活用（第13条第2項関係）</p> <p>③ 消費生活相談員等への研修の実施（第16条第1項関係）</p> <p>④ 先進的な取組に関する情報等の収集及び提供（第18条第1項関係）</p> | <p>③ 放射性物質に関する検査について、引き続き地方公共団体における実施体制を支援するとともに、地方公共団体からの依頼に基づく検査を積極的に実施する。</p> <p>④ その他、消費者庁と連携の上、必要な施策を適切に実施する。</p> <p>(10) 消費者教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）が施行されたことを踏まえ、消費者教育に関する以下の取組を実施する。 <p>① 高齢者、障害者等への支援を行う民生委員等が地域で消費者教育を拡げていくことができるよう、消費生活相談員等を対象として、民生委員等への研修を行う講師を養成するとともに、情報提供等を行う。</p> <p>② P I O - N E T 情報等の収集・分析を通じ、消費生活相談実例等を消費者教育に関する研修・普及啓発等に活用する。</p> <p>③ 消費者教育に関する専門的知識を習得させるために消費生活相談員等への研修を実施する。</p> <p>④ 消費者教育に関する先進的な取組に関する情報等を収集し、ホームページ等を通じて提供する。</p> | |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|--|---|
| (11) 地方公共団体に対する支援 上記の取組のほか、以下の取組等を通じて、都道府県及び市町村における消費者行政への支援を強化する。 ① 巡回訪問 相談体制の強化のため、市町村の消費生活相談窓口における経験の浅い相談員に対する消費生活相談専門家の巡回訪問について、都道府県が主体となって引き続き実施できるよう、都道府県と連携を図り、「巡回訪問事業」の質の向上及び円滑な運営に対する支援を行う。 ② PIO-NETの追加配備 地方公共団体からの要望を踏まえ、PIO-NETの追加配備を適切に実施する。 | (11) 地方公共団体に対する支援 ・ <u>上記の取組のほか、以下の取組等を通じて、都道府県及び市町村における消費者行政への支援を強化する。</u> ① 巡回訪問 ・ <u>相談体制の強化のため、市町村の消費生活相談窓口における経験の浅い相談員に対する指導経験豊富な相談員の「巡回訪問」について、都道府県が実施できるよう、都道府県と連携を図り、「巡回訪問事業」の質の向上及び円滑な運営に対する支援を行う。</u> ② PIO-NETの追加配備 ・ <u>地方公共団体からの要望を踏まえ、PIO-NETの追加配備を適切に実施する。</u> | (9) 地方公共団体に対する支援 ・ 地方の消費生活相談体制の強化を図るため、研修等の機会の拡充に加え、経験豊富な相談員等を巡回させ、現地の相談員に対し助言を行うこと等により、地方公共団体に対する支援を強化する。 |
| (12) 中核機関としての役割の強化 センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関する検討結果を踏まえ、適切に対応する。 | (12) 中核機関としての役割強化 ・ センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関する検討結果を踏まえ、適切に対応する。 | |
| 4. 財務内容の改善に関する事項 「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算の範囲で業務運営を行うこと。 なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 | 3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 ・ 別紙1から別紙3までのとおり。 ・ <u>毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</u> | 3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1から別紙3のとおり（省略） |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--------------------|---|---|
| 5. その他業務運営に関する重要事項 | <p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 <p>5. <u>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合の当該財産の処分に関する計画</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>東京事務所について、同事務所で実施する業務を精査しつつ、移転に向けた取組を進め、遅くとも東京事務所が合築されている建物に所在するセンター以外の者の移転時期と同年度内に移転し、国庫納付する。</u> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。 <p>7. 剰余金の使途</p> <p>(1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備</p> <p>(2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備</p> <p>(3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備</p> <p>8. <u>その他業務運営に関する事項</u></p> | <p>4. 短期借入金の限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 <p>5. 不要財産の処分に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度補正予算（第2号）により措置された「生活対策」の消費者政策強化対策に係る経費のうち、平成24年度末までの所要見込み額を除いた額を、平成23年度中に不要財産として国庫納付する。 <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。 <p>7. 剰余金の使途</p> <p>(1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備</p> <p>(2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備</p> <p>(3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備</p> <p>8. その他内閣府令で定める業務運営に関する事</p> |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 | | | | | | |
|---|--|--|--------------|--------------|----|-----------------|-----|--------------|
| <p>(1) 消費者問題に関する更なる専門性の醸成 地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験などを通じ、センター職員に多方面の業務を経験させることにより、職員の専門性の更なる向上を図る。</p> | <p>(1) 施設・設備に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> <u>施設・設備に関する計画の見込みはない。</u> </p> <p>(2) 人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> <u>地方公共団体との人事交流や消費者団体での実務体験などを通じ、センター職員に多方面の業務を経験させることにより、職員の専門性の更なる向上を図る。</u> </p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 <ul style="list-style-type: none"> <u>当期中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</u> </p> <p>(4) 積立金の処分に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <u>前期中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、当期中期目標期間における積立金として整理する金額を厳格に算出し、内閣総理大臣の承認を受けるものと</u> </p> | <p>項 (1) 施設・設備に関する計画 平成20年度～平成24年度 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設・設備 の内容</th><th>予定額 (百万円)</th><th>財源</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京事務所 耐震改修工事</td><td>354</td><td>施設整備費 補助金</td></tr> </tbody> </table> </p> <p>(注) 金額については見込である。 なお、上記のほか、業務の実施状況及び施設・設備の老朽化度合いを勘案した施設整備が追加され得る。</p> <p>(2) 人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 第1期中期計画に引き続き、職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 </p> <p>(3) 中期目標期間を超える債務負担 <ul style="list-style-type: none"> 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 </p> <p>(4) 積立金の処分に関する事項 なし</p> | 施設・設備 の内容 | 予定額 (百万円) | 財源 | 東京事務所 耐震改修工事 | 354 | 施設整備費 補助金 |
| 施設・設備 の内容 | 予定額 (百万円) | 財源 | | | | | | |
| 東京事務所 耐震改修工事 | 354 | 施設整備費 補助金 | | | | | | |

| 第3期中期目標 | 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|--|---------|
| <p>(2) 情報セキュリティ対策 政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。</p> <p>(3) 事業の審査及び評価 各事業の審査及び評価について、外部評価の仕組みについて検討し、導入する。</p> <p>(4) 国際協力 海外からの研修生の受け入れや海外への講師派遣等の要請に積極的に対応する。</p> <p>(5) 内部統制の充実・強化 内部統制について、総務省「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を参考にしつつ、さらに充実・強化を図る。</p> | <p><u>する。当該金額を控除した残余の額については、国庫納付する。</u></p> <p><u>(5) 情報セキュリティ対策</u> ・ <u>政府の方針を踏まえ、情報セキュリティ対策の向上を図る。</u></p> <p><u>(6) 事業の審査及び評価</u> ・ <u>各事業の審査及び評価について、外部評価の仕組みについて検討し、必要性の高い事業から導入する。</u></p> <p><u>(7) 国際協力</u> ・ <u>海外からの研修生の受け入れや海外への講師派遣等の要請に積極的に対応する。</u></p> <p><u>(8) 内部統制の充実・強化</u> ・ <u>内部統制について、総務省「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書や政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を参考にしつつ、さらに充実・強化を図る。</u></p> <p><u>(9) 情報公開</u> ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。</p> | |

独立行政法人国民生活センター 第3期中期計画（案）・第2期中期計画 別紙 比較表

| 第3期中期計画（案） | | 第2期中期計画 | |
|---|----------------|-------------------------|---------|
| | | 別紙1 | |
| 中期計画予算 平成 <u>25</u> 年度～平成 <u>29</u> 年度 | | 中期計画予算 平成20年度～平成24年度 | |
| (単位：百万円) | | (単位：百万円) | |
| 区 別 | 金 頓 | 区 別 | 金 頓 |
| 収 入 | | 収 入 | |
| 運営費交付金 | <u>13, 710</u> | 運営費交付金 | 23, 893 |
| 自己収入 | <u>554</u> | 施設整備費補助金 | 354 |
| <u>前中期目標期間繰越積立金取崩収入</u> | <u>914</u> | 自己収入 | 719 |
| 計 | <u>15, 178</u> | 計 | 24, 966 |
| 支 出 | | 支 出 | |
| 業務経費等 | <u>8, 255</u> | 業務経費 | 11, 285 |
| 一般管理費 | <u>922</u> | 一般管理費 | 1, 073 |
| 人件費 | <u>6, 001</u> | 人件費 | 6, 417 |
| 計 | <u>15, 178</u> | 施設整備費 | 354 |
| | | 国庫納付金 | 5, 837 |
| | | 計 | 24, 966 |

(注) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注1) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

| 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|--|
| <p>【人件費の見積り】</p> <p>期間中総額<u>4, 868</u>百万円を支出する。</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> | <p>【人件費の見積り】</p> <p>期間中総額5, 008百万円を支出する。</p> <p>ただし、上記の金額は、役員報酬（非常勤役員給与を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> |
| <p>【運営費交付金の算定ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度の運営費交付金については、以下の数式により決定する。 <p>運営費交付金=人件費+（業務経費+一般管理費）×β（消費者物価指数）－自己 収入+ε（特殊要因増減）</p> <p>人件費=（基本給等+社会保険料負担金+児童手当拠出金）×γ+退職手当</p> <p>基本給等=前年度の（役員報酬+職員基本給+職員諸手当+超過勤務手当）</p> <p>業務経費=前年度の業務経費相当額×<u>α1</u>×δ</p> <p>一般管理費=前年度の一般管理費相当額×<u>α2</u></p> | <p>【運営費交付金の算定ルール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度の運営費交付金については、以下の数式により決定する。 <p>運営費交付金=人件費+（業務経費+一般管理費）×β（消費者物価指数）－自己 収入+ε（特殊要因増減）</p> <p>人件費=（基本給等+社会保険料負担金+児童手当拠出金）×α1×γ+退職手当</p> <p>基本給等=前年度の（役員報酬+職員基本給+職員諸手当+超過勤務手当）</p> <p>業務経費=前年度の業務経費相当額×α2×δ</p> <p>一般管理費=前年度の一般管理費相当額×α3</p> |
| <p>【注記】</p> <p>業務経費の効率化係数（<u>α1</u>）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>一般管理費の効率化係数（<u>α2</u>）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>消費者物価指数（β）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> | <p>【注記】</p> <p>人件費の効率化係数（α1）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>業務経費の効率化係数（α2）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>一般管理費の効率化係数（α3）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>消費者物価指数（β）：各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> |

| 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|---|---|
| <p>人件費調整係数 (γ) : 各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>政策係数 (δ) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>特殊要因 (ε) : 法改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要</p> | <p>人件費調整係数 (γ) : 各事業年度の予算編成過程において給与昇給率等を勘案して、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>政策係数 (δ) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性、独立行政法人の評価委員会による評価等を総合的に勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。</p> <p>特殊要因 (ε) : 法改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要</p> |

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等】

- ・業務経費の効率化係数 (α_1) : 平成25年度は0.982065、平成26年度以降は、0.99と仮定した。
- ・一般管理費の効率化 (α_2) : 中期計画期間中は、0.97と仮定した。
- ・消費者物価指数 (β) : 中期計画期間中は1.00と仮定した。
- ・人件費調整係数 (γ) : 平成25年度は0.917972、平成26年度は1.089357、平成27年度以降は1.00と仮定した。
- ・政策係数 (δ) : 中期計画期間中は1.00と仮定した。

【業務経費等について】

業務経費等には、センターが国に移管される場合に必要となる経費を含む。なお、センターが国に移管される場合に必要となる経費については、不用と判断された場合は、遅滞なく国庫納付する。

| 第3期中期計画（案） | | 第2期中期計画 | |
|---------------------------------|----------------|---------------|---------|
| | | 別紙2 | |
| 収支計画 | | 収支計画 | |
| 平成 <u>25</u> 年度～平成 <u>29</u> 年度 | | 平成20年度～平成24年度 | |
| (単位：百万円) | | (単位：百万円) | |
| 区 別 | 金 額 | 区 別 | 金 額 |
| 費用の部 | | 費用の部 | 18, 892 |
| 経常費用 | <u>15, 878</u> | 経常費用 | 18, 892 |
| 業務経費 | <u>15, 878</u> | 業務経費 | 11, 013 |
| 一般管理費 | <u>8, 255</u> | 一般管理費 | 1, 073 |
| 人件費 | <u>922</u> | 人件費 | 6, 417 |
| 減価償却費 | <u>6, 001</u> | 減価償却費 | 388 |
| 財務費用 | 0 | 財務費用 | 0 |
| 臨時損失 | 0 | 臨時損失 | 0 |
| | | | |
| 収益の部 | | 収益の部 | 18, 892 |
| 運営費交付金収益 | <u>14, 964</u> | 運営費交付金収益 | 17, 785 |
| 自己収入 | <u>13, 710</u> | 自己収入 | 719 |
| 資産見返運営費交付金戻入 | <u>554</u> | 資産見返運営費交付金戻入 | 388 |
| 臨時利益 | <u>700</u> | 臨時利益 | 0 |
| | | | |
| 純利益（△純損失） | <u>△914</u> | 純利益 | 0 |
| 前期中期目標期間繰越積立金取崩額 | <u>914</u> | 目的積立金取崩額 | 0 |
| 目的積立金取崩額 | 0 | | |
| 総利益 | 0 | | |

(注) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

| 第3期中期計画（案） | 第2期中期計画 |
|--|--|
| <p>【注記】</p> <p>当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。</p> | <p>【注記】</p> <p>当法人における退職手当については、役員退職手当支給規程及び職員退職手当支給規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。</p> |

| 第3期中期計画（案） | | 第2期中期計画 | |
|---------------------------------------|----------------|----------------|---------|
| | | 別紙3 | |
| | | 資金計画 | |
| 平成 <u>25</u> 年度～平成 <u>29</u> 年度 | | 平成20年度～平成24年度 | |
| (単位：百万円) | | (単位：百万円) | |
| 区 別 | 金 頓 | 区 別 | 金 頓 |
| 資金支出 | <u>15, 178</u> | 資金支出 | 24, 966 |
| 業務活動による支出 | <u>15, 178</u> | 業務活動による支出 | 18, 503 |
| 投資活動による支出 | <u>0</u> | 投資活動による支出 | 626 |
| 財務活動による支出 | <u>0</u> | 財務活動による支出 | 5, 837 |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 0 | 次期中期目標期間への繰越金 | 0 |
| 資金収入 | <u>15, 178</u> | 資金収入 | 24, 966 |
| 業務活動による収入 | <u>14, 264</u> | 業務活動による収入 | 24, 612 |
| 運営費交付金による収入 | <u>13, 710</u> | 運営費交付金による収入 | 23, 893 |
| 自己収入 | <u>554</u> | 自己収入 | 719 |
| 投資活動による収入 | <u>0</u> | 投資活動による収入 | 354 |
| 財務活動による収入 | 0 | 施設整備費補助金による収入 | 354 |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | <u>914</u> | 財務活動による収入 | 0 |
| (注) 各欄の積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。 | | 前期中期目標期間よりの繰越金 | 0 |